

【石巻市から転出される方へ】

1 新住所に住み始めた日から**14日以内**に、転入先の市区町村役場で「**転入届**」の手続きをしてください。

転入届には、「転出証明書(または個人番号カードもしくは住基カード)」、「印鑑」、「本人確認書類」が必要です。

*** 正当な理由がなく14日以内に「転入届」を行わない場合は、過料に処せられることがありますのでご注意ください。**

2 この転出証明書に記載の新住所を変更して他の住所に転入する場合でも、変更した市区町村役場にこの転出証明書を提出してください。

3 転出・転入届にともなう以下の必要な手続きは、**転出・転入届と同時に**行ってください。

【↓□にしをつけて確認用としてお使いいただけます。】

必要な手続き	担当課と窓口 (内線)	石巻市での手続き (転出届をするとき)	新住所地での手続き (新市区町村役場で転入届をするとき)
印鑑登録者	市民課⑥ (2318)	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証を返納するか、 破棄 してください。 <転出(予定)日をもって登録は廃止になります。>	<input type="checkbox"/> 必要な場合は、改めて手続きをしてください。
国民年金加入者	保険年金課④⑤ (2347)	<input type="checkbox"/> 特に手続きは必要ありません。	<input type="checkbox"/> 特に手続きは必要ありません。
国民健康保険加入者		<input type="checkbox"/> 保険証をお返してください。 <転出(予定)日をもって資格がなくなります。>	<input type="checkbox"/> 転入先の世帯の保険の種類を確認のうえ、加入の手続きをしてください。
後期高齢者医療制度の被保険者	保険年金課②③ (2343)	<input type="checkbox"/> 保険証をお返してください。 <転出(予定)日をもって保険証が使えなくなります。> <input type="checkbox"/> 新住所地が県外の場合は、「後期高齢者医療負担区分等証明書」をお受け取りください。	<input type="checkbox"/> 新住所地が県外の場合は、負担区分等証明書を持参し、加入の手続きをしてください。
介護保険の被保険者 (加入者)	介護福祉課⑩ (2434)	<input type="checkbox"/> 保険証をお返してください。 <input type="checkbox"/> 介護保険の要介護等認定を受けている場合は、窓口で「受給資格証明書」をお受け取りください。	<input type="checkbox"/> 受給資格証明書をお持ちの方は、介護保険担当課で介護保険認定申請の手続きをしてください。
子ども医療費受給者	保険年金課②③ (2342)	<input type="checkbox"/> 子ども医療費受給者証返納届出書を提出してください。 <input type="checkbox"/> 子ども医療費助成受給者証を返納してください。 <転出(予定)日をもって受給資格がなくなります。>	<input type="checkbox"/> お子様の保険証及び印鑑等を持参し手続きしてください。
児童手当の受給者 (公務員の方は勤務先に)	子育て支援課⑪ (2512・2513)	<input type="checkbox"/> 受給事由消滅届を提出してください。 ※窓口での手続きのほか、郵送でも手続きできます。申請書及び詳細は石巻市ホームページをご覧ください。	<input type="checkbox"/> 請求者名義の通帳、保険証等を持参し、改めて手続きをしてください。なお、申請の際に個人番号を記入する必要があります。
児童扶養手当・母子父子医療費受給者		<input type="checkbox"/> 児童扶養手当住所変更届を提出してください。 <input type="checkbox"/> 母子父子医療費受給者証返納届を提出してください。	
予防接種・妊産婦・乳児健診の対象者	健康推進課⑳ (2413)	<input type="checkbox"/> 特に手続きは必要ありませんが、転入先の転入日をもって石巻市の予診票・助成券は使用できません。 <石巻市の予診票・助成券を使用した場合は自費となります。>	<input type="checkbox"/> 未成年の予防接種及び妊産婦・乳幼児の健康診査については、母子健康手帳・母子健康手帳別冊を持参し、手続きをしてください。
小中学校の児童・生徒	教育総務課4階 (5018)	<input type="checkbox"/> 在学していた学校から「在学証明書」「転学児童(生徒)教科用図書給与証明書」をお受け取りください。	<input type="checkbox"/> 在学証明書を持参し、手続きをしてください。

【個人番号カード(または住基カード)をお持ちの方へ】

新住所地にて、継続利用を希望する方全員の個人番号カード（または住基カード）を持参し手続きをしてください。

※新住所地に住み始めてから 14 日以内であって、転出証明書の転出予定日から 30 日以内に転入の手続きを行わなかった場合、カードは自動的に失効しますのでご注意ください。

【個人番号カード交付申請を行った方へ】

個人番号カードの交付を受ける前に転出届を提出すると、個人番号カード交付申請が取り消されます。個人番号カードの交付を希望する方は、転入先の市区町村役場で個人番号カード交付申請継続の申出を行ってください。

【問い合わせ先】

- | | | | |
|------------------|--------------|---------|---------|
| ■マイナンバー総合フリーダイヤル | 0120-95-0178 | | |
| ■市民課 | 95-1111 | ■雄勝総合支所 | 57-2111 |
| ■河南総合支所 | 72-2111 | ■河北総合支所 | 62-2111 |
| ■牡鹿総合支所 | 45-2111 | ■桃生総合支所 | 76-2111 |
| ■北上総合支所 | 67-2111 | ■稲井支所 | 95-2171 |
| ■渡波支所 | 24-0151 | ■蛇田支所 | 95-1442 |

